

一般社団法人計量計測技術センター

定 款



一般社団法人計量計測技術センター

一般社団法人計量計測技術センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人(以下「本会」という)は、一般社団法人計量計測技術センターと称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、適正な計量及び計測管理を推進するとともに、計量に関する知識の普及を図り、もって産業経済の発展及び文化の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 計量及び計測管理に関する知識の普及及び情報提供に関する事業
- (2) 計量法に基づく特定計量器の定期検査、検定等に関する事業
- (3) 計量関連機関との連繋及び交流に関する事業
- (4) 計量士による代検査及び管理検査に関する事業
- (5) 計量機器及び計測機器の試験及び校正に関する事業
- (6) 計量法に基づく指定検定機関に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業のうち、第1号から第3号に掲げる事業は岩手県において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。

2 会員は、本会の目的に賛同して入会した第1種正会員及び第2種正会員とする。

- (1) 第1種正会員とは、計量法に基づく計量士並びに計量管理に必要な知識及び技能を有する個人をいう。
- (2) 第2種正会員とは、前号に掲げるもの以外の個人又は団体をいう。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 団体たる会員にあっては、団体の代表者として本会に対してその権利を行使する者として1名(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに理事会において別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額の会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員総数の3分の2以上の決議に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 本会は、既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権能)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 会費の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの付属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名又は1団体につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知のあった事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合はその会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した会員の中からその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名及び押印をする。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上12名以内
(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長及び1名を専務理事とし、必要に応じて常務理事を1名おく。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会において会員又は会員代表者の中から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合、理事にあつては3名、監事にあつては1名を限度として、会員以外の者を理事又は監事に選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選任する。

(役員職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 専務理事は会長及び副会長を補佐し、本会の常務を総括する。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、常務を分担処理する。
- 6 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 理事又は監事については、再任を妨げない。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、その理事又は監事に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事又は監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第27条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

4 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権能)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選任及び解職

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から理事会の招集の請求があったとき、又は請求した理事が招集したとき。
- (3) 監事から理事会の招集の請求があったとき、又は請求した監事が招集したとき。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員に同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催できる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、前条第2項の場合は出席理事の互選による。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案の決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。ただし、第31条第2項の場合にあつては、出席した理事及び監事が署名押印する。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第35条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第36条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、直近の定時総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の規定により、報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に10年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿及び役員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(長期借入金)

第41条 本会が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の承認を得なければならない。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第45条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第47条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免し、職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 事務局には、法令で定める帳簿及び関係書類を備え置かなければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補足

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般社団法人の設立の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は小野寺 修とする。
- 3 本会の最初の業務執行理事は以下の通りとする。
池田 秀和 古舘 俊一
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

附則(2019年4月25日)

この定款は、総会の決議のあった日から施行する。